

○草津市教育委員会附属機関運営規則

平成25年4月1日

教委規則第2号

改正 平成25年7月1日教委規則第13号

平成26年4月1日教委規則第7号

平成27年4月1日教委規則第8号

平成27年5月1日教委規則第14号

平成28年3月31日教委規則第6号

平成28年4月1日教委規則第9号

平成28年7月1日教委規則第10号

平成29年4月1日教委規則第1号

平成30年3月27日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。)別表第2に掲げる教育委員会の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)および副委

員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（附属機関の会議）

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項の規定により指名された委員の全てが不在の場合は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

（関係人の出席等）

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関の会議に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市幼稚園教育整備審議会設置規則の廃止)

2 草津市幼稚園教育整備審議会設置規則(昭和62年草津市教育委員会規則第10号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 第3条本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から教育委員会が別に定める日までとする。

付 則(平成25年7月1日教委規則第13号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年4月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に草津市小・中学校結核対策委員会の項を加える改正規定および別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に草津市小・中学校結核対策委員会の項を加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年4月1日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年5月1日教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年4月1日教委規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年7月1日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条・第9条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
---------	-------	----

草津市教育振興基本 計画策定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) PTAを代表する者 (3) 学校教育の関係者 (4) 地域住民を代表する者 (5) 社会教育関係団体を代表する者 (6) 保育所関係者 (7) 草津市市民参加条例（平成24年草津市 条例第21号）第8条に規定する公募により 選考する市民（以下「公募市民」という。） (8) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 教育総務課
草津市教育委員会事 務外部評価委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公募市民	教育委員会事務局 教育総務課
草津市立小・中学校 校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 教育総務課
草津市立学校いじめ 問題調査委員会	(1) 司法の分野において専門的知識を有する 者 (2) 心理の分野において専門的知識を有する 者 (3) 福祉の分野において専門的知識を有する 者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課
草津市小・中学校結 核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 スポーツ保健課

草津市教育支援委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課
草津市歴史文化基本構想策定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 文化財保護課
草津市歴史資料収集審査会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 文化財保護課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市教育振興基本計画策定委員会	委嘱の日から策定した教育振興基本計画案を教育委員会に答申する日まで
草津市教育委員会事務外部評価委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
草津市立小・中学校校名等選定委員会	委嘱の日から選定した校名等の案を教育委員会に答申する日まで
草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
草津市教育支援委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年
草津市歴史文化基本構想策定委員会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで
草津市歴史資料収集審査会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで

別表第3（第6条第3項関係）

附属機関の名称	定足数	議決の方法
草津市歴史資料収集審査会	委員の全員	出席委員全員の意見の一致

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。